

# 平成25年度税制改正について

平成25年1月  
経済産業省

# 目 次

## I. 経済活性化のための税制措置(緊急経済対策関係)

1. 研究開発税制の拡充..... 3
2. 生産等設備投資促進税制の創設..... 4
3. 所得拡大促進税制の創設等..... 5
4. 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設..... 6

## II. 地域経済を支える中小企業の活性化

1. 事業承継税制の拡充..... 8
2. 商業・サービス業・農林水産業活性化税制の創設.....10
3. 中小法人の交際費課税の特例の拡充.....11

## III. 車体課税の抜本的見直し.....13

## IV. エネルギー需給の安定と資源確保への万全の対応

1. グリーン投資減税(環境関連投資促進税制)の対象設備の拡充等.....16
2. 省エネリフォーム促進税制.....17
3. 減耗控除制度の延長・拡充.....18

## 印紙税の見直し.....19

## V. 検討事項.....20

## VI. その他の項目

1. 新設.....21
2. 拡充.....22
3. 延長・縮減.....24
4. 廃止.....26

# I. 経済活性化のための税制措置(緊急経済対策関係)

- 減価償却資産(一括償却)の適用率(%)の引き上げ(2008年10月1日現在)
- 減価償却資産(一括償却)の適用率(%)の引き上げ(2008年10月1日現在)

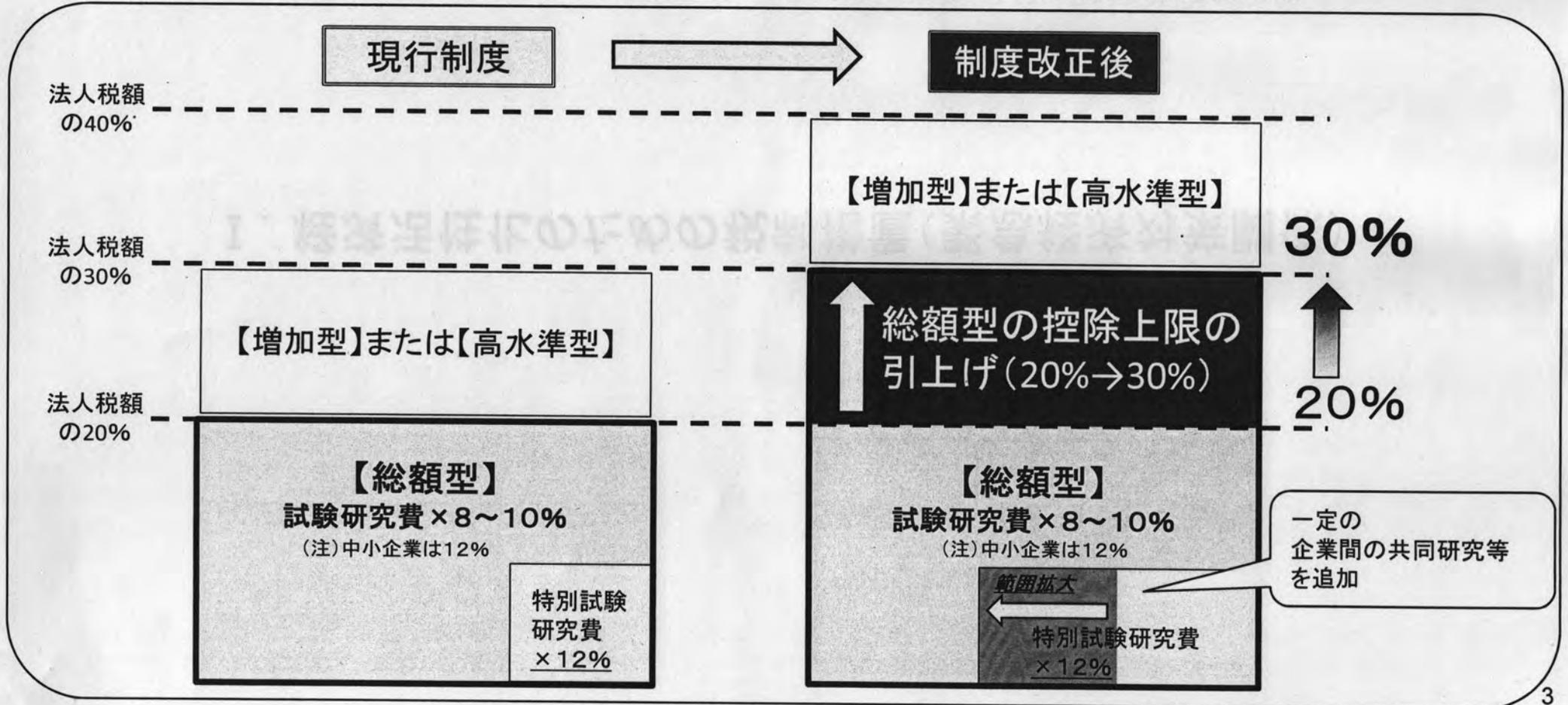
要領五効

○ 減価償却資産(一括償却)の適用率(%)の引き上げ(2008年10月1日現在)

○ 我が国の研究開発投資総額の約7割を占める民間企業の研究開発投資(約12兆円)の促進により、我が国の成長力・国際競争力を強化する。

改正概要

- 総額型の控除上限の引上げ(法人税額の20%→30%)【適用期間:2年間(平成26年度末まで)】
- 特別試験研究費(控除率12%)の範囲に、一定の企業間の共同研究等を追加。



○ 国内設備投資需要を喚起する観点から、国内設備投資を増加させた法人が新たに国内で取得等した機械・装置について、30%の特別償却又は3%の税額控除を認める。

**改正概要** 【適用期間:2年間(平成26年度末まで)】

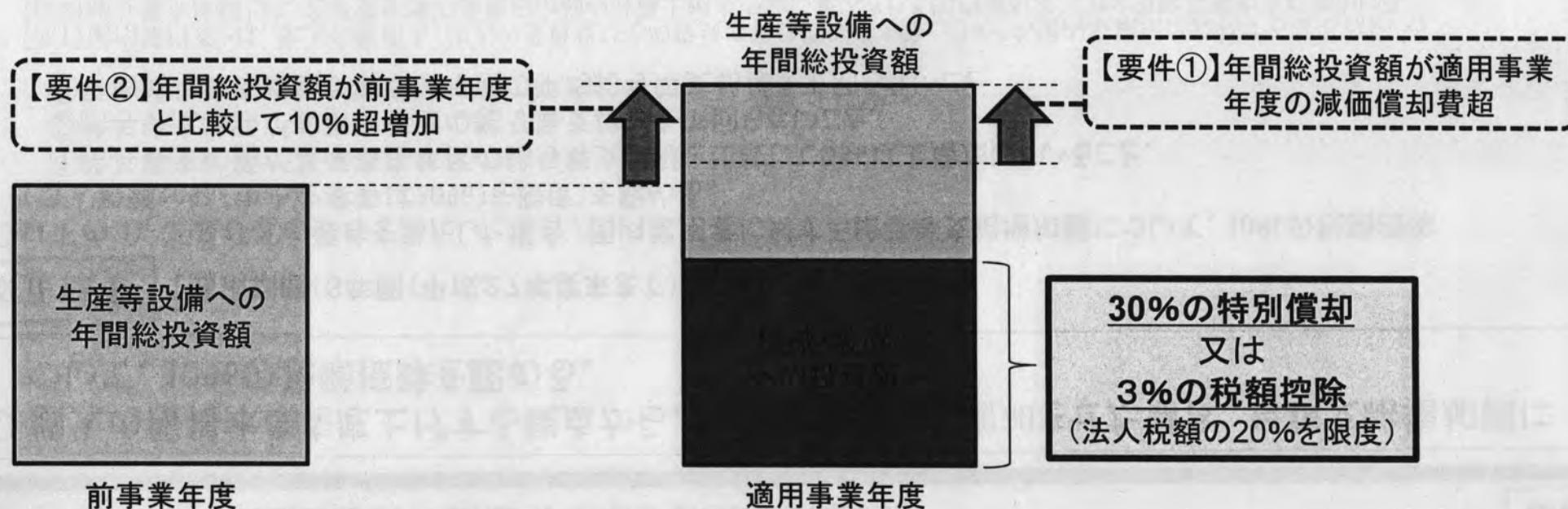
○ 以下の①及び②の要件を満たした場合、新たに国内において取得等をした機械・装置について、30%の特別償却又は3%の税額控除(法人税額の20%を限度)を認める。

- ① 国内における生産等設備への年間総投資額が適用事業年度の減価償却費を超えていること、
- ② 国内における生産等設備への年間総投資額が前事業年度と比較して10%超増加していること

(注1) 生産等設備とは、その法人の事業の用に直接供される減価償却資産(無形固定資産及び生物を除く。)で構成されているものをいう。

なお、本店、寄宿舍等の建物、事務用器具備品、乗用自動車、福利厚生施設等は該当しない。

(注2) 損金経理をした金額は、前事業年度の償却超過額等を除き、特別償却準備金として積み立てた金額を含む。



○ 個人の所得水準を底上げする観点から、給与等支給額を増加させた場合、当該支給増加額について、10%の税額控除を認める。

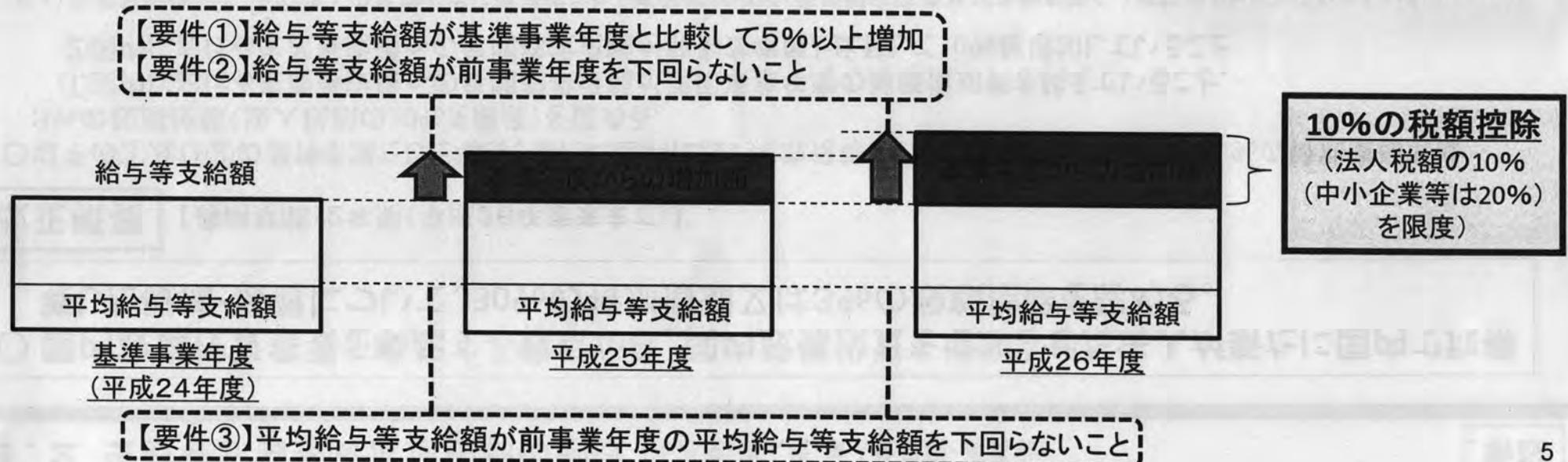
**改正概要** 【適用期間:3年間(平成27年度末まで)】

○ 以下の①、②及び③の要件を満たした場合、国内雇用者に対する給与等支給増加額について、10%の税額控除(法人税額10%(中小企業等は20%)を限度)を認める。

- ① 給与等支給額が基準事業年度の給与等支給額と比較して5%以上増加していること、
- ② 給与等支給額が前事業年度の給与等支給額を下回らないこと、
- ③ 平均給与等支給額が前事業年度の平均給与等支給額を下回らないこと

(注1) 国内雇用者とは、法人の使用人(法人の役員及びその役員の特殊関係者を除く。)のうち国内事業所に勤務する雇用者をいう。  
 (注2) 給与等支給額とは、各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額をいう。  
 (注3) 基準事業年度とは、平成25年4月1日以後に開始する各事業年度のうち最も古い事業年度の直前の事業年度をいう。  
 (注4) 雇用促進税制、復興特区等に係る雇用促進税制と選択適用。

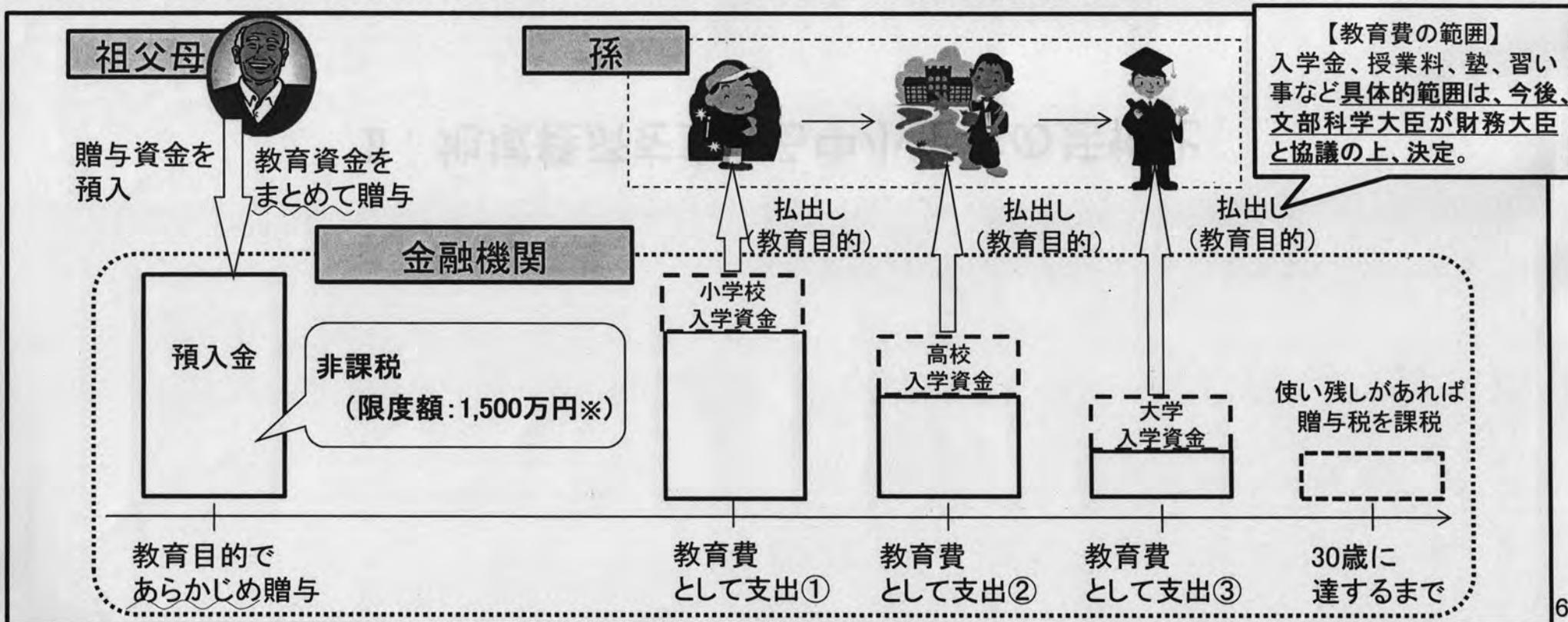
○ また、雇用促進税制に係る税額控除額を現行の増加雇用者数1人当たり20万円から40万円に引き上げるなどの措置を行う。



- 祖父母等が孫等に対して教育費として一括贈与した資金について、贈与税を非課税とする。
- これにより、高齢者層の保有する豊富な資産を子育て世代に移転させることを促し、子どもの教育資金を早期に確保するとともに、人材育成や経済活性化に資することを目的とする。

**改正概要** 【適用期間:3年間(平成27年12月31日まで)】

- 祖父母等(贈与者)は、子・孫(受贈者)名義の金融機関の口座等に、教育資金を一括して拠出。この資金について、子・孫ごとに1,500万円(※)を非課税とする。 ※学校等以外の者に支払われるものについては、500万円を限度とする。
- 教育資金の用途は、金融機関が領収書等をチェックし、書類を保管。孫等が30歳に達する日に口座等は終了。





- 中小企業経営者の平均年齢が約60歳となっており、事業承継の円滑化は喫緊の課題。
- 事業承継税制の適用要件の見直しや手続の簡素化を通じ、制度の使い勝手の大幅な改善を図る。

現行制度概要

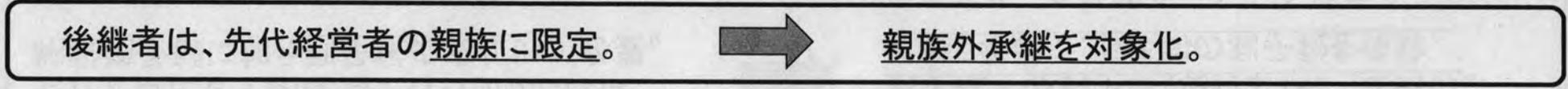
【平成21年度税制改正において創設】

- 後継者（先代経営者の親族に限る）が、先代経営者から相続・贈与により非上場株式を取得した場合に、その80%分（贈与は100%分）の納税を猶予。
- 相続・贈与後5年間は以下の要件を満たさないと納税猶予は打ち切り。
  - ・ 雇用の8割以上を毎年維持
  - ・ 後継者が、会社の代表者を継続
  - ・ 先代経営者が役員（有給）を退任（贈与税の場合） 等
- 5年後以降も株式を保有し事業を継続すれば、後継者死亡（又は会社倒産）時点で納税免除。

改正概要

※平成27年1月より施行（相続税改正と併せて施行）

(1) 親族外承継の対象化 ～親族に限らず適任者を後継者に



(2) 雇用8割維持要件の緩和 ～毎年の景気変動に配慮



(3) 納税猶予打ち切りリスクの緩和 ～利子税負担を軽減、事業の再出発に配慮

要件を満たせず納税猶予打ち切りの際は、納税猶予額に加え利子税の支払いが必要。



利子税率の引下げ(現行2.1%→0.9%)。承継5年超で、5年間の利子税を免除。

相続・贈与から5年後以降は、後継者の死亡又は会社倒産により納税免除。



民事再生、会社更生、中小企業再生支援協議会での事業再生の際には、納税猶予額を再計算し、一部免除。

(4) 役員退任要件の緩和 ～先代経営者の信用力を活用

先代経営者は、贈与時に役員を退任。



贈与時の役員退任要件を代表者退任要件に。(有給役員として残留可)

(5) 事前確認制度の廃止 ～手続の簡素化

制度利用の前に、経済産業大臣の「認定」に加えて「事前確認」を受けておく必要あり。



事前確認制度を廃止。

(6) 債務控除方式の変更 ～債務の相続があっても株式の納税猶予をフル活用できるように

猶予税額の計算で先代経営者の個人債務・葬式費用を控除するため、猶予税額が少なく算出。



先代経営者の個人債務・葬式費用を株式以外の相続財産から控除。

○ 消費税率の二段階の引上げに備え、商業・サービス業・農林水産業を営む中小企業等の活性化に資する設備投資を促進し、これらの産業の活性化を図る。

改正概要

【適用期間: 2年間(平成26年度末まで)】

○ 商業・サービス業・農林水産業を営む中小企業等が建物附属設備(1台60万円以上)又は器具・備品(1台30万円以上)を取得した場合に、取得価格の30%の特別償却又は7%の税額控除(注)を認める措置を創設する。

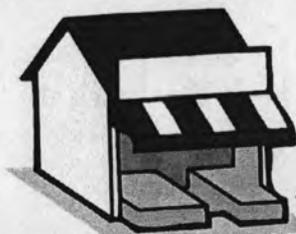
(注) 税額控除の対象法人は、資本金が3,000万円以下の中小企業等に限る

【活性化に資する設備の例】

・店舗内のイメージアップ、集客力の拡大



中小商業・サービス業、農林水産業



相談

アドバイス

アドバイスを踏まえた設備投資

アドバイスをを行う機関

認定経営革新等支援機関  
商工会議所  
商工会  
都道府県中小企業団体中央会  
商店街振興組合連合会 等

税制措置

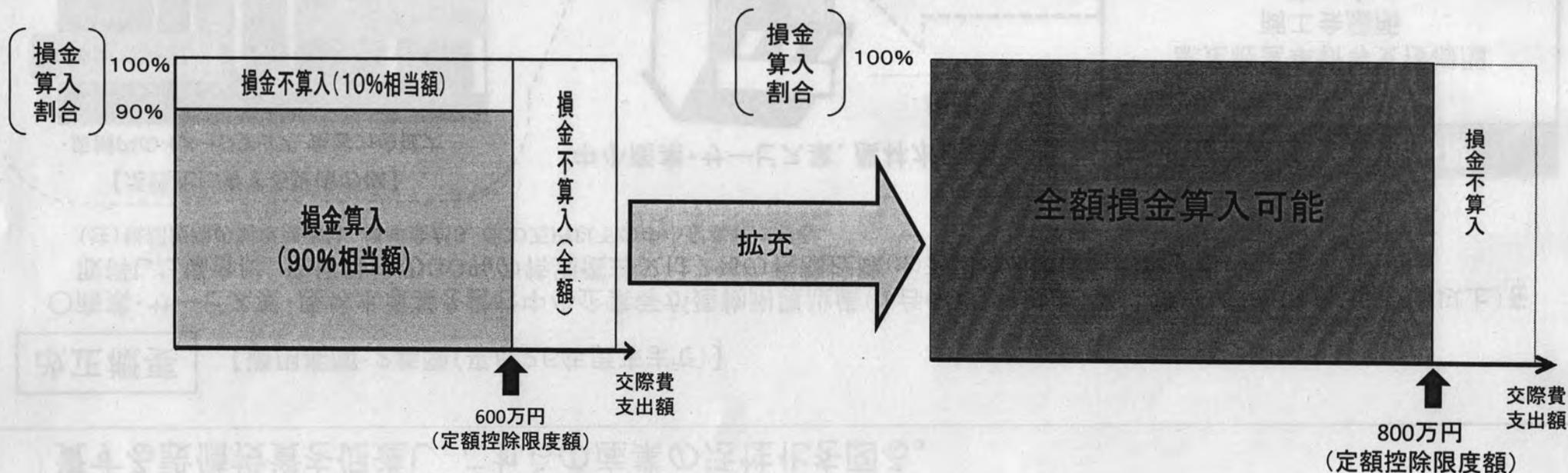
(特別償却又は税額控除)

○ 中小企業の交際費の支出による販売促進活動の強化等を図り、景気回復を後押しするため、中小企業(資本金1億円以下の法人)が支出する800万円以下の交際費を全額損金算入可能とする。

改正概要

【適用期間: 1年間(平成25年度末まで)】

○ 中小企業が支出する800万円以下の交際費を全額損金算入可能とする。





課税標準額	課税標準額
100万円超	100万円
100万円以下	100万円
乗用車	乗用車

乗用車の課税標準額が100万円を超えた場合、乗用車の課税標準額の特例が適用される。乗用車の課税標準額の特例は、乗用車の課税標準額が100万円を超えた場合、乗用車の課税標準額の特例が適用される。

### Ⅲ. 車体課税の抜本的見直し

① 乗用車の課税標準額の特例が適用される。乗用車の課税標準額の特例は、乗用車の課税標準額が100万円を超えた場合、乗用車の課税標準額の特例が適用される。

② 乗用車の課税標準額の特例が適用される。乗用車の課税標準額の特例は、乗用車の課税標準額が100万円を超えた場合、乗用車の課税標準額の特例が適用される。

③ 乗用車の課税標準額の特例が適用される。乗用車の課税標準額の特例は、乗用車の課税標準額が100万円を超えた場合、乗用車の課税標準額の特例が適用される。

乗用車の課税標準額の特例が適用される。乗用車の課税標準額の特例は、乗用車の課税標準額が100万円を超えた場合、乗用車の課税標準額の特例が適用される。

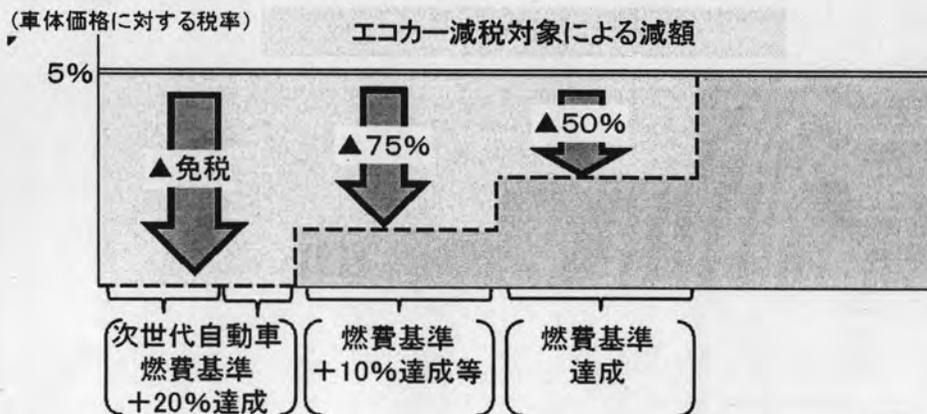
### Ⅲ. 車体課税の抜本的見直し① ～自動車取得税の見直しの考え方（自動車取得税、自動車税）

○自動車取得税については、安定的な財源を確保して、地方財政への影響に対する適切な補てん措置を講ずることを前提に、地方団体の意見を踏まえながら、以下の方向で抜本的な改革を行うこととし、平成26年度税制改正で具体的な結論を得る。

- ① 自動車取得税は、二段階で引き下げ、消費税10%の時点で廃止する。消費税8%の段階では、エコカー減税の拡充などグリーン化を強化する。必要な財源は別途措置する。
- ② 消費税10%段階で、自動車税において、自動車取得税のグリーン化機能を踏まえつつ、一層のグリーン化の維持・強化及び安定的な財源確保の観点から、地域の自主性、自立性を高めつつ、環境性能等に応じた課税を実施することとし、他に確保した安定的な財源と合わせて、地方財政へは影響を及ぼさない。

#### 現行の自動車取得税

[都道府県税] [税込: 2,068億円(24年度)]



#### 現行の自動車税

[都道府県税] [税込: 15,677億円(24年度)]

○総排気量に応じて定額で課税  
例：1501～2000cc …… 39,500円/年

○自動車税のグリーン化

◆軽課

対象車	軽減率
	排ガス規制☆☆☆
電気自動車(燃料電池自動車含)、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車(平成21排ガス規制NOx10%以上低減)、ガソリン車(ハイブリッド自動車含む)(2015年度燃費基準+10%以上達成)	50%軽減
2015年度燃費基準+10%以上達成車	
2015年度燃費基準達成車	25%軽減

◆重課

13年超のガソリン車・LPG車、11年超のディーゼル車、に対して、10%重課

### Ⅲ. 車体課税の抜本的見直し② ～自動車重量税の見直しの考え方（自動車重量税）

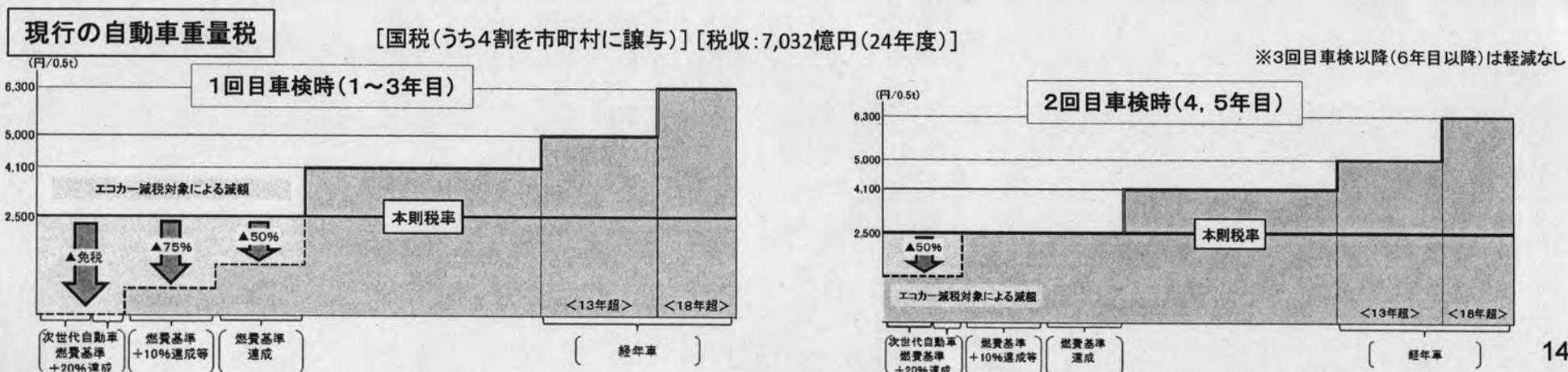
○ 自動車重量税については、以下の方向で見直しを行うこととし、平成26年度税制改正で具体的な結論を得る。

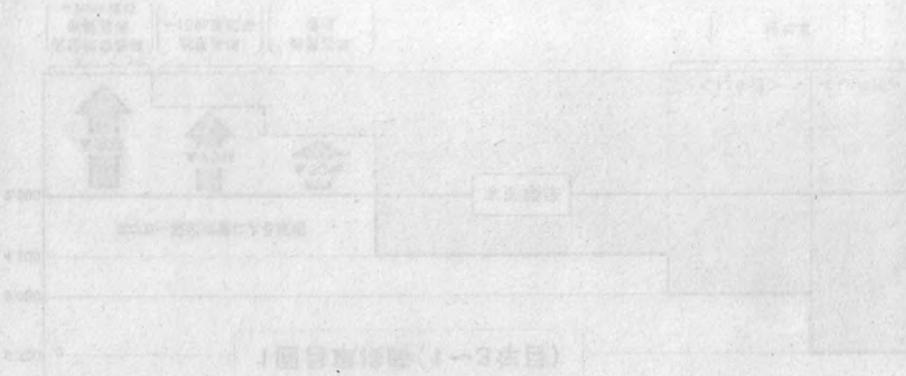
#### 【グリーン化】

- エコカー減税制度の基本構造を恒久化。
- 消費税8%段階で、財源を確保して、一層のグリーン化等の観点から、燃費性能等に応じて軽減する等の措置を講ずる。
- 今後、グリーン化機能の維持・強化及び安定的な財源確保の観点から、環境性能に応じて課税を検討する。

#### 【課税の性格の明確化】

- 道路の維持管理・更新等のための財源として位置づけ、自動車ユーザーに還元されるものであることを明らかにする方向で見直し。その際、その税収の一部が公害健康被害補償の財源として活用されていることに留意。





## IV. エネルギー需給の安定と資源確保への万全の対応

- 自家発電設備の設置
- 蓄電池の設置
- 太陽光発電の設置
- 省エネルギー対策の実施
- エネルギー効率の向上

図1 住宅用エネルギー需給の安定と資源確保への万全の対応

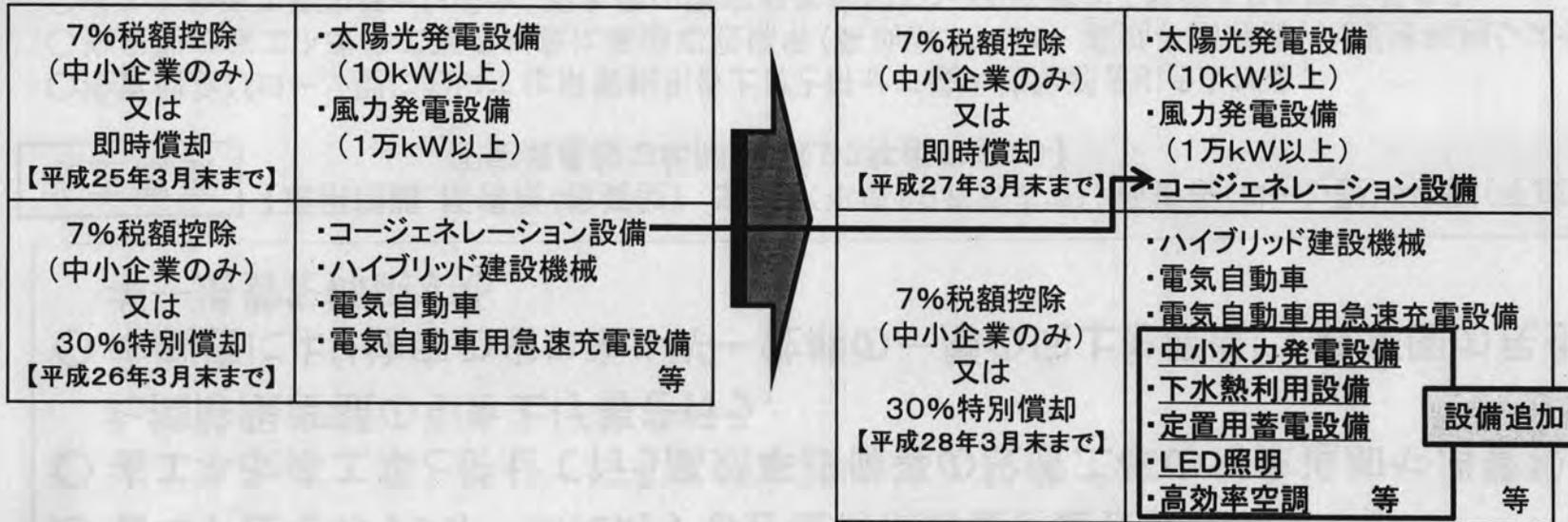
# IV. 1. グリーン投資減税(環境関連投資促進税制)の対象設備の拡充等

拡充・新設

(所得税・法人税・法人住民税・事業税・固定資産税)

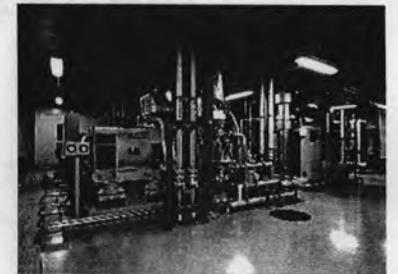
- 再生可能エネルギーの最大限の導入、省エネの最大限の推進に向けて以下の税制措置を講ずる。
  - ① 太陽光・風力発電設備の即時償却制度の適用期限を延長するとともに、その対象設備の範囲に、コージェネレーション設備を追加する。【適用期間:2年間(平成26年度末まで)】
  - ② 中小水力発電設備、定置用蓄電設備、省エネ設備(LED照明、高効率空調等)等を30%特別償却(中小企業は7%税額控除)の対象に追加する。【適用期間:平成27年度末まで】
- コージェネレーション設備に係る固定資産税について、課税標準を最初の3年間、課税標準となるべき価格の5/6に軽減する。【適用期間:2年間(平成26年度末まで)】

## 改正概要 (グリーン投資減税)



設備追加

【対象設備の例】



コージェネレーション設備



LED照明

- 省エネ住宅のリフォームに対する各種特例措置を延長。
- 省エネ改修工事と併せて行う高効率設備等の設置工事の対象追加や消費税引き上げと併せた控除限度額の引き上げ等を行う。
- 本制度により住宅の省エネルギー性能の一層の向上を促進し、我が国の民生部門のエネルギー消費を抑制する。

**改正概要**

【適用期間:所得税(投資型) 5年間(平成29年末まで)、所得税(ローン型)4年間(平成29年末まで)、固定資産税 3年間(平成27年度末まで)】

- 投資型及びローン型においては消費税引き上げと併せて最大控除額を引き上げる。
- 投資型の省エネ改修工事の対象に高効率設備等(高効率エアコン、高効率給湯器、太陽熱利用システム)を追加。
- 省エネ改修工事を行った場合、翌年度の固定資産税額を1/3軽減する特例を3年間延長する。

等

【投資型(改修)】

居住年	工事限度額	控除率	控除限度額
現行	200万円 (300万円)	10%	20万円 (30万円)
H25.1~H26.3	200万円 (300万円)	10%	20万円 (30万円)
※H26.4~H29.12	250万円 (350万円)	10%	25万円 (35万円)

注:括弧内の金額は、省エネ改修工事と併せて太陽光発電設備を設置する場合。

○ 投資型の省エネ改修工事対象設備の追加



【ローン型(改修)】

居住年	特定断熱改修工事		控除率	各年控除限度額	最大控除額
	その他工事				
現行	200万円	2.0%	4万円	60万円	
	800万円	1.0%	8万円		
H26.1~3	200万円	2.0%	4万円	60万円	
	800万円	1.0%	8万円		
※H26.4~H29.12	250万円	2.0%	5万円	62.5万円	
	750万円	1.0%	7.5万円		

注:特定断熱改修工事とは、リフォーム後に住宅全体が現行省エネ基準相当になると認められる工事。

- 減耗控除制度は、鉱業収入・鉱業所得の一定割合を損金算入して準備金(探鉱準備金・海外探鉱準備金)として積立てた上で、3年以内に探鉱費に充てた場合は、免税する措置。
- 海外探鉱準備金を積み立てることができる鉱業者等の要件を見直し、併せてレアメタル、レアアース等を対象鉱種に追加し、海外での探鉱活動の下支え、鉱山操業の持続可能性の確保を図る。

改正概要(海外減耗控除制度)

【適用期間:3年間(平成27年度末まで)】

①国内鉱業者の要件の見直し

<現行>国内に鉱山を保有していなければならない。  
↓  
<改正>国内に鉱山を保有していない者(非国内鉱業権者)でも制度を利用可能に。  
(条件)50%以上出資の海外鉱山を有する者である必要(大臣認定必要)

【要件見直しによる適用事例】  
**カセロネス鉱山開発**(チリ:銅、モリブデン)  
・パンパシフィック・銅(PPC)出資(出資比率75%)  
(非国内鉱業権者(←JX日鉱日石金属+三井金属鉱業出資))  
・生産量(見込み) 銅精鉱(銅地金換算) 15万トン/年  
その全量の銅精鉱を日本(PPC+三井物産)が引き取る  
⇒ 日本の年間銅精鉱需要の10%相当が対象に



②海外自主開発法人の要件の見直し

<現行>海外子会社に対する日本の企業集団の出資割合が50%以上、かつ、国内への引取比率が50%以上  
↓  
<改正>単独出資で20%(日本企業集団で25%以上)、かつ、国内への引取比率が30%以上でも利用可能に。  
(条件)海外子会社への役員派遣・技術者従事が必要(大臣認定必要)

【要件見直しによる適用事例】  
**シエラゴルダ鉱山開発**(チリ:銅)  
・住友金属鉱山(鉱業権者)出資:31.5%ほか  
・生産量(見込み) 銅精鉱(銅地金換算) 22万トン/年  
その約50%の銅精鉱を住友金属鉱山が引き取る  
⇒ 日本の年間銅精鉱需要の8%相当が対象に



③対象鉱物の見直し

<現行>日本で採掘できるもの(鉱業法上の鉱物)に限定  
↓  
<改正>レアメタル・レアアース等に対象を拡大

【要件見直しによる適用事例】  
・ネオジム、ジスプロシウム(ハイブリッド車向け高性能磁石等の用途)、リチウム(リチウムイオン充電電池の用途)が対象。これらの鉱物に係る海外鉱山開発を促進。

○ 税制抜本改革法を踏まえ、受取書にかかる印紙税の負担を軽減する。

**改正概要**

※平成26年4月以後に作成される受取書について適用

○ 受取書について、非課税枠を拡大する。

※ あわせて、不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税率の特例について、税率を引き下げる。

**【主な印紙税の税額】**

100万円以下	:	200円
100万円～200万円	:	400円
200万円～300万円	:	600円
300万円～500万円	:	1千円
500万円～1千万円	:	2千円
1千万円～2千万円	:	4千円
2千万円～3千万円	:	6千円
3千万円～5千万円	:	1万円
5千万円～1億円	:	2万円
1億円～2億円以下	:	4万円
2億円～3億円以下	:	6万円
3億円～5億円以下	:	10万円
5億円～10億円	:	15万円
10億円超	:	20万円

**【主な印紙税の非課税枠】**

売上代金に係る金銭又は  
 有価証券の受取書 : 3万円未満 → 5万円未満へ拡大  
 約束手形又は為替手形 : 10万円未満

(参考) 税制抜本改革法 (平成24年8月10日成立)

第七条 (税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置)

一 カ 印紙税については、建設工事の請負に関する契約書、不動産の譲渡に関する契約書及び金銭又は有価証券の受取書について負担の軽減を検討する。

## V. 検討事項

### (1) 原料用途免税の本則化 (揮発油税・地方揮発油税・石油石炭税)

原料用石油製品等に係る免税・還付措置の本則化については、引き続き検討する。

### (2) 課税済み原油等の精製過程で発生する非製品ガスの還付制度 (石油石炭税)

課税済み原油等の精製過程で発生する非製品ガスに係る石油石炭税の取扱いについては、石油製品をめぐる環境の変化や広く石油に対して負担を求めるといふ石油石炭税の趣旨等を踏まえ、引き続き検討する。

### (3) デリバティブ取引を含む金融所得課税の一体化 (所得税・個人住民税)

デリバティブを含む金融所得課税の更なる一体化については、対象に公社債等を含める今回の改正を踏まえつつ、総合的な取引所の実現にも資する観点から、意図的な租税回避の防止に十分留意し、引き続き検討する。

### (4) 電気供給業、ガス供給業に係る法人事業税の課税方式の変更 (事業税)

地方税体系全体における位置付けや個々の地方公共団体の税収に与える影響等も考慮しつつ、これらの法人に対する課税の枠組みに、付加価値額及び資本金等の額による外形標準課税を組み入れていくことについて、引き続き検討する。

### (5) 個人事業主の課税についての検討 (所得税・その他の関連する税目)

小規模企業等に係る税制のあり方については、個人事業者、同族会社、給与所得者の課税のバランス等について、幅広い観点から検討する。

## VI. その他の項目

### 1. 新設

#### (1) 金融所得課税の一体化(金融商品に係る損益通算範囲の拡大・公社債等に対する課税方式の変更)(所得税・個人住民税)

金融商品を介した市場への資金供給を円滑なものとし、我が国企業の成長を支える産業支援システムを強化するため、公社債等に対する課税方式を変更し、損益通算の範囲に公社債等の利子及び譲渡損益等を追加する。

#### (2) 金融商品取引法等の一部改正に伴う所要の税制措置(法人税・法人住民税・事業税)

金融商品取引法等の一部改正に伴う所要の制度整備として、商品先物取引のペイオフ業務を行う現行の委託者保護基金が、経過的に金融商品取引法上の投資者保護基金の業務を行う際の事業者の負担金について、損金算入の特例措置を講ずる。

#### (3) 消費税の外税方式のレジによる端数処理の特例(消費税)

消費税の端数の処理方法に関し、代金決済方法の違いによって生じる負担を軽減するため、特例措置を当分の間講ずる。

#### (4) 企業再生支援機構の地域経済活性化支援機構(仮称)への改組・機能拡充に伴う所要の措置 (法人税・登録免許税・法人住民税・事業税)

企業再生支援機構を地域経済活性化支援機構(仮称)に改組・機能拡充することに伴い、企業再生支援機構に措置されていた税制支援を、改組後の地域経済活性化支援機構(仮称)に対しても引き続き措置する。

## VI. 2. 拡充

### (1) 特定外国子会社等に係る所得の課税の特例(タックスヘイブン対策税制)に係る外国税額控除の見直し (法人税・法人住民税)

無税国に所在する特定外国子会社等に関し、タックスヘイブン対策税制の適用により生じた二重課税が適切に排除されるよう、外国税額控除について所要の措置を講ずる。

### (2) 国外関連者との取引に係る課税の特例(移転価格税制)(法人税・法人住民税・事業税)

移転価格税制における適正な取引価格の算定を可能にするため、その算定指標について、国際標準であるOECDガイドラインで認められているペリー比(売上総利益/販売費及び一般管理費)を追加する。

### (3) 国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入制度(所得税・法人税・個人住民税)

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)の補助事業を適用対象に追加する。

### (4) 海外投資家振替社債利子等非課税制度の恒久化(所得税・法人税)

効率的に海外投資家からの資金調達を活用できる環境を確保することによって、社債市場の活性化を図り、我が国企業の資金調達を円滑化するため、海外投資家が保有する社債の利子等に係る非課税措置を恒久化する。

### (5) 企業再生の円滑化を図るための税制措置(法人税・法人住民税・事業税)

中小企業の事業再生の円滑化を図るため、再生企業が金融機関等から債権放棄を受ける場合に適用される「企業再生税制」について、適用が認められる範囲を拡大するとともに、「企業再生税制」の適用される場合において、少額資産の評価損益の計上を認める。

**(6) 産業復興機構等が債権放棄を行う場合の期限切れ欠損金の優先適用等** (法人税・法人住民税・事業税)

東日本大震災によって過大な債務を負い、二重債務問題に直面している被災事業者の復興を図るため、債務を産業復興機構が買い取り、一定期間後に単独で債権放棄する場合に「企業再生税制」と同等の措置の適用を認める。

**(7) 福島県内の避難解除区域等に係る課税の特例措置** (所得税・法人税・法人住民税・事業税)

東日本大震災からの地域産業の再生等を実現するため、避難解除区域に係る課税の特例措置の適用対象区域に避難指示解除準備区域と居住制限区域を加えるとともに、避難指示の対象となった区域内に東日本大震災発生時において事業所を有していた事業者以外で一定の要件を満たすものを適用対象事業者に加える。

## VI. 3. 延長・縮減

### (1) 技術研究組合の所得計算の特例 (法人税)

複数の企業による共同研究を促進するため、技術研究組合の所得計算の特例措置について、適用期限を2年延長する。

### (2) 信用保証協会が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減措置 (登録免許税)

信用補完制度の利用を通じて幅広く中小企業の資金繰りを支援するため、信用保証協会がその保証に係る担保として抵当権の設定登記等を行う際の登録免許税の軽減措置について、適用期限を2年延長する。

### (3) 保険会社等の異常危険準備金 (法人税・法人住民税・事業税)

火災共済協同組合及び同連合会の経営基盤の安定を図るため、異常危険準備金の積立てに係る一定割合の損金算入を認める措置について、適用期限を3年延長する。

### (4) 低公害車の燃料等供給設備に係る課税標準の特例措置 (固定資産税)

低公害車の燃料供給インフラの整備を促進するため、水素充てん設備及び天然ガス充てん設備の固定資産税の軽減措置について、要件を見直した上で、適用期限を2年延長する。

### (5) ガス供給業に係る大口需要向けの託送料金を控除する収入割の特例措置 (事業税)

ガスの自由化市場の公平な競争環境を整備し、新規参入を促進するため、ガス供給業の法人事業税の課税標準となる収入金額から自由化対象需要に応じるガスの供給に係る収入金額のうち託送料相当額を控除する措置について、適用期限を3年延長する。

## VI. 3. 延長・縮減

### (6) バイオ由来燃料導入促進税制 (揮発油税・地方揮発油税)

地球温暖化対策の観点からバイオ由来燃料を混合したガソリンの普及を促進するため、バイオ由来燃料を混合してガソリンを製造した場合に、当該混合分に係る揮発油税及び地方揮発油税を免税する措置について、5年間延長する。

### (7) 独立行政法人中小企業基盤整備機構の仮施設設整備事業に係る特例措置

(登録免許税・印紙税・固定資産税・不動産取得税・都市計画税)

東日本大震災で被害を受けた地域における被災事業者の早期の事業再開を促進するため、独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う仮施設設整備事業に係る登録免許税等の非課税措置について、適用期限を1年延長する。

### (8) 被災自動車等に係る自動車重量税の特例還付措置 (自動車重量税)

震災により自動車に被害を受けられた方を救済するため、被災自動車等に係る自動車重量税の特例還付措置について、適用期限を1年延長する。

### (3) 被災者に対する生活支援等のための措置 (被災者生活支援法)

被災者に対する生活支援等のための措置 (被災者生活支援法)

### (5) 被災者に対する生活支援等のための措置 (被災者生活支援法)

被災者に対する生活支援等のための措置 (被災者生活支援法)

### (1) 被災者に対する生活支援等のための措置 (被災者生活支援法)

## VI. 4. 廃止

(1) 株式会社商工組合中央金庫の課税標準の特例 (事業税)

(2) 新潟県中越沖地震災害による被災代替家屋に係る特例措置 (固定資産税・都市計画税)

経済産業省 経済産業政策局 企業行動課

税制係長 伊東 俊平

TEL: 03-3501-1675

E-mail: [ito-shunpei@meti.go.jp](mailto:ito-shunpei@meti.go.jp)